

大森赤十字病院－保険薬局間における疑義照会簡素化可能事項

① 銘柄：成分名が同一の銘柄変更（先発医薬品同士でも可能）

- ・ 先発医薬品←→先発医薬品、先発医薬品←→後発医薬品
- ・ 一般名処方による全ての銘柄(先発医薬品←→一般名処方←→後発医薬品等)

例) アムロジピン錠 (後発品) で処方された場合に アムロジン錠 (先発品) を調剤する場合

② 規格：別規格製剤がある場合の処方規格の変更

- ・ 規格・剤型(50mg 錠 1錠←→25mg 錠 2錠等)の変更調剤が可能。
- ・ 一般名処方による規格・剤型(50mg 錠 1錠←→25mg 錠 2錠等)が可能。

例) アムロジピン 2.5mg 2錠/1× を アムロジピン 5mg 1錠/1× で調剤する場合
ヒルドイドソフト軟膏 (25g/本) 2本 を ヒルドイドソフト軟膏 (50g/本) 1本 で調剤する場合

③ 剤型の変更

- ・ 内服薬に限り、剤型(錠剤←→OD錠等)の変更調剤が可能。鎮痛貼付剤について患者の希望がある場合はパップ剤←→テープ剤の変更調剤が可能。
- ・ 一般名処方による剤型(錠剤←→OD錠等)の変更調剤が可能。鎮痛貼付剤について患者の希望がある場合はパップ剤←→テープ剤の変更調剤が可能。

例) アムロジピン錠 5mg を アムロジピン OD錠 5mg で調剤する場合
ケトプロフェン テープ を ケトプロフェン パップ で調剤する場合

※ただし、内服薬の剤型を変更する場合は患者の嚥下機能を考慮し、適切な剤型に変更すること。

※下記の事項は疑義照会を簡素化できないことを共通の認識とする。

- ・ 鎮痛貼付剤以外の外用剤で剤型を変更すること(軟膏←→クリーム剤等)
- ・ 麻薬・抗がん剤の残量調整で処方日数(数量)を減らすこと
- ・ 残量調整により処方を削除すること

※ここで合意した内容以外については従来通り疑義照会を必要とする。